

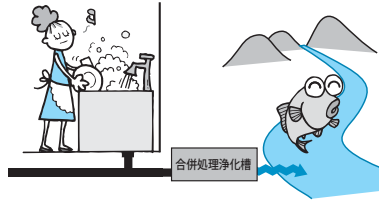
美里町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

「合併処理浄化槽」を設置して快適な生活環境を

合併処理浄化槽へ転換するがたの負担を軽減するために、補助金を交付します。

合併浄化槽にすると…

- ◎河川の水質への影響を大幅に減らすことができます。
- ◎悪臭や害虫の発生を抑制し、生活環境の向上につながります。



この機会にぜひご利用ください！

区分	人槽区分	補助金額	
		平成30年度	平成31～32年度
① 浄化槽設置費	5人槽以下	352,000円	352,000円
	7人槽以下	434,000円	434,000円
	10人槽以下	568,000円	568,000円
②	配管費	100,000円	
③	既設槽処分費	62,000円	62,000円

問合せ＝建設水道課 上下水道係 ☎76-1116

- 対象地域＝浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用区域
※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は対象外です。
- 対象者＝専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置するかた
※新築、増築、改築に伴う場合は対象外です。
- 補助金額＝表の①＋②＋③
- 申込方法＝浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を提出
※申請書様式は建設水道課 上下水道係窓口にて用意してある他、町ホームページからもダウンロードできます。
- 申込場所＝建設水道課 上下水道係
- 申込期限＝平成31年1月31日(木)
- 注意事項＝
◎補助基数に限りがありますので、お早めに申し込みください。受付は申請順となります。
◎お近くの浄化槽工事業者が分からない場合は建設水道課 上下水道係までお問い合わせください。
◎全ての生活排水が戸別合併浄化槽に流入するように配管することが必要です。

4月1日から 埼玉県では自転車保険への加入が義務になりました！



Q1 なぜ義務化するの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q2 何が変わるの？

- ①自転車利用者
埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。
- ②自転車を利用する事業者
業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。

自転車事故の
高額賠償事例
9,521万円
(神戸地方裁判所、平成25年7月)

- ③自転車貸付業者
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。
- ④自転車販売店・学校
自転車損害保険などの加入確認および未加入時の情報提供が努力義務になります。

問合せ＝埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2960

水田の給水栓管理について

4月下旬から農業用パイプラインでの通水が始まります。
給水栓の劣化やゴミの詰まりにより、水が止まらなくなることがあります。
通水前に各自、清掃・点検を実施しましょう。
※給水栓の各部品については農林商

- ※美里町環境保全型農業推進協議会に加入することが交付条件となります。(個人では対象となりません。)
- 【対象となる取組み】
次のいずれかに該当する取組み
①緑肥などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み(カバークロップ)
②畝間に麦類などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み(リビングマルチ)
③有機農業の取組み など
- 【交付単価】
10aあたり8千円以内
- 【申請期限】
4月27日(金)

住宅改修資金補助事業について

工課までお問い合わせください。
町では、本年度も地域経済の活性化と居住環境の向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。この補助事業は、町内居住者が所有する住宅(倉庫などは除く)の改修工事に対し補助を行うもので、1世帯につき1回限りです。
【交付額】
改修する工事に要した費用(消費税は除く)のうち、30%に相当する額(10万円を限度とし、千円未満は切り捨て)を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」により交付。
【要件】
◎町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかたであること
◎工事金額が10万円以上(消費税を除く)であること
◎自己が所有する住宅(倉庫などは除く)であること
◎町税などに未納がないこと
◎改修工事を町内の業者で行うこと
【申請】
工事着工前に申請書を記入のう

農地バンク制度について

え、必要な書類を添えて農林商工課窓口へ提出してください。
「農地バンク制度」とは、農地の所有者のかたに耕作や管理が困難になった農地を登録していただき、その情報を農地の借受などを希望するかたに提供することで、貸借などを支援する制度です。
遊休農地の発生を防止し、農地の有効利用のため、「農地を貸したい・売りたい」、「農地を借りたい・買いたい」と考えているかたは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

美里町内農産品販売促進事業について

町内の農林水産物およびそれらを原料とする加工品の販売促進につながる活動を支援します。
◎店舗開設支援事業
町内に住所を有する個人が、町内で小売業・飲食サービス業を週5日以上営む店舗の新築・増改築・修繕

- に要する経費を補助します。
- 【交付要件(すべて満たすこと)】
①新たに店舗を経営すること
※世代交代によるものも含みます
②町内建築業者による施工であること
③町内で生産された農産品を扱う店舗であること
④建築工事費50万円以上であること
※消費税および地方消費税の額を除いた工事費が対象となります。
※店舗併用住宅の場合は、店舗の用に供する部分に限りります。
- 【補助金額】
補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とします。
※一人に対し1回限りの交付となります。
※1,000円未満の端数は切捨てとします。
- ◎営業許可取得支援事業
食品衛生法などに基づく営業許可や食品衛生責任者の資格取得に要する経費を補助します。

事業実施には事前申請が必要です。事業計画のあるかたは事前に農林商工課にご相談ください。